

吸収合併に係る事前開示書面の変更開示書面
(吸収合併に係る事前備置書面の変更書面)

2020年6月4日

株式会社アイスタイル

2020年6月4日

各位

東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
株式会社 アイスタイル
代表取締役 吉松 徹郎

吸収合併に係る事前開示書面の変更開示書面

当社（以下「甲」といいます）は、2020年7月1日を効力日として、甲を吸収合併存続会社とし、甲の100%子会社である株式会社アイスタイルラボ（以下「乙」といいます）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます）に関し、会社法794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定に基づき、2020年5月26日付の書面で事前開示を行いました。当該書面の記載事項に一部変更（追加）が生じたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条第7項に基づき、下記のとおり、変更後の事項を開示いたします。

なお、変更箇所は下線で示しております。

記

4. 吸収合併消滅会社についての事項（会社法施行規則第191条第3号）

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る）に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第191条第3号ハ）

乙にて開発したソフトウェア資産を、2020年5月31日をもって、譲渡価格120,643千円で吸収合併存続会社である甲に譲渡いたしました。

以上